第六十七条第一号中「第四十六条の八第四項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項」を加え、同条第二号中「第四十六条の十一第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「第四十六条の十一第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第四十六条の十一第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条の十六第二項（第四十六条の二十第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十七第二項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第六十七条第四号中「第四十六条の十九第一項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十八条第四号中「（第十四条第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「第十四条第二項」に改め、同条第五号中「含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同条第十四号中「第四十六条第四項（」を「第四十六条第四項又は第五十一条第五項（これらの規定を」に改め、同条第十六号中「第四十六条の八第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項ただし書」を「第四十六条の八第一項ただし書（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十七号中「（第四十六条の十四」及び「第四十六条の二十第一項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を、「場合」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第十八号中「第四十六条の二十第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項」を、「第四十六条の十九第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十九号中「第五十一条第一項」の下に「又は同条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を、「同条第二項」を「第五十一条第一項又は同条第二項」に改める。

第七十一条第二号を削り、同条第三号中「第四十六条の十二第三項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三　第四十六条の十三第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第六十二条第一項において第四十六条の十二第一項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出をしないで、第六十二条第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者

第七十二条第一号中「第四十六条の八第三項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第四十六条の十二第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の六条を加える。

（登録飼養衛生管理者に係る特例）

第五条　飼養衛生管理者のうち、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域（動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができる。

（登録飼養衛生管理者の登録）

第六条　飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一　心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三　この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四　附則第八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当してこの項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2　前項の登録は、都道府県知事が、登録飼養衛生管理者名簿に氏名、生年月日、住所、飼養衛生管理者となつている衛生管理区域その他農林水産省令で定める事項及び登録年月日を登載してするものとする。

3　第一項の登録は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4　前項の更新を受けようとする者は、都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

5　第三項の更新に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（登録事項の変更の届出）

第七条　前条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第八条　都道府県知事は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第六条第一項の登録を取り消さなければならない。

一　附則第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた場合

二　前号に掲げる場合を除くほか、附則第五条の規定により行う動物用生物学的製剤の使用の業務に関し不正の行為があつた場合

三　虚偽又は不正の事実に基づいて附則第六条第一項の登録を受けた場合

（登録の消除）

第九条　都道府県知事は、附則第六条第一項の登録が飼養衛生管理者でなくなつたことその他の事由によりその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（家畜保健衛生所長への事務の委任）

第十条　都道府県知事は、附則第六条第一項から第四項まで及び前三条の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第十六条第一項第二号の改正規定、第十七条の改正規定（同条第一項各号中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加える部分を除く。）、第十七条の二第六項の改正規定、第四章に一条を加える改正規定、第六十条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定　公布の日

二　附則に六条を加える改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（手当金等の交付に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日前にこの法律による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第十六条の規定により殺された豚熱の疑似患畜に係る家畜伝染病予防法第五十八条第一項の規定による手当金の交付若しくは不交付若しくは当該交付をされた手当金の同項ただし書の規定による返還、同条第二項の規定による特別手当金の交付若しくは不交付若しくは当該交付をされた特別手当金の同項ただし書の規定による返還又は旧法第六十条の規定による負担金の負担については、なお従前の例による。